

## 附属機関等の委員の公募について（案）

附属機関等の名称	中央区自治協議会
所掌事務	<p>(1) 区の地域課題のうち、市長やその他の市の機関によって諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものを審議し、意見を述べること。</p> <p>(2) 地域における重要な計画など、条例で定める区自治協議会の意見を聴かなければならない事項を審議し、意見を述べること。</p> <p>(3) 区民等と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めること。</p>
委員任期	2年（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
会議の開催予定等	<p>・定例で行う会議を月1回程度開催予定のほか、区自治協議会に設置される部会を必要に応じて開催予定（いずれも中央区内）</p> <p>・委員報酬として上記会議及び部会出席1回につき3,000円を支給（同一日に複数会議に出席した場合は1回分のみ支給）</p>
募集人数 委員総数	2人 ※委員総数は38人 審査結果によって選定者数が募集人数を下回ることがあります。
応募資格 ・基準日	<p>令和3年4月1日（委嘱予定日）時点で、次の全ての要件を満たしている方</p> <p>(1) 本市中央区内に住所を有する18歳以上の方</p> <p>(2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない方</p> <p>(3) 本市の職員及び市議会議員ではない方</p> <p>(4) 中央区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動されたことのない方</p>
応募方法 ・期間	<p>【共通事項】</p> <p>・記入項目、提出物に不備がある場合や要件を満たさない場合は、無効とします。</p> <p>・提出された書類等の返却や写しの交付等はいりません。</p> <p>1 応募申請書（所定の様式）</p> <p>2 レポート（用紙サイズA4、片面3枚以内。用紙の使い方は自由）</p> <p>・テーマ「●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●」 ※テーマに沿って自分の考えを自由に表現（写真や図表も可）</p> <p>3 提出方法 上記「1応募申請書」、「2レポート」を中央区役所地域課に電子メール、郵送、ファックス又は直接持参により、<u>令和3年1月28日（木曜）午後5時（必着）</u>までにご応募ください。到着確認後、3日以内（閉庁日を除く。）に受理の連絡をいたしますので、連絡がない場合は必ずお問い合わせください。 ※応募に際して取得した個人情報は、選考及び任命権者（人事課等）が行う事務以外には使用しません。</p>
選考方法	中央区自治協議会委員10人で構成する「委員推薦会議」において、提出いただいたレポートを審査することにより選考します。
個人情報の開示について	選考に漏れた方は、審査結果について、新潟市個人情報保護条例第16条第3項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合には、応募者本人がマイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等のいずれかを持参のうえお問い合わせ先までお越しください。開示内容は「応募者本人の得点のみ」となります。
問い合わせ先	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 5階 新潟市中央区役所 地域課 企画グループ TEL：025-223-7023（直通） FAX：025-223-3660 E-mail：chiiki.c@city.niigata.lg.jp

## 中央区自治協議会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき中央区に設置する、中央区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員人数)

第2条 中央区自治協議会に公募委員を**1名以上**置く。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者
- (4) 中央区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことの無い者

(応募方法)

第4条 応募者は、~~住所、氏名、電話番号、生年月日及び性別を記載したもの~~の申請書に**作文及び活動歴指定の書類**を添えて、郵送、ファックス、電子メール等により応募するものとする。

(推薦会議)

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項の規定により設置する、中央区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において**作文及び活動歴を指定の書類**を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

この要領は、平成22年12月17日から施行する。

この要領は、平成23年6月16日から施行する。

この要領は、平成24年12月17日から施行する。

この要領は、平成26年12月19日から施行する。

この要領は、平成28年12月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月30日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月18日から施行する。